

五島市教育委員会後援等及び五島市教育長賞の交付に関する事務取扱要綱

団体等が主催する事業又は行事に対する五島市教育委員会の後援、協賛及び共催並びに五島市教育長賞の交付については、五島市後援等及び五島市長賞の交付に関する事務取扱要綱（令和２年五島市告示第１９号）の規定の例による。

附 則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。